

平成15年9月24日
 中国電力株式会社

接続供給約款の特例承認について

平成15年度エネルギー税制の改正に伴い、平成15年10月1日から電源開発促進税が引下げられます。

このため、当社は、接続供給約款の送電サービス料金について、この税率変更に応じた引下げを速やかに実施するため、9月18日、電気事業法第24条の4第2項のただし書にもとづく特例承認申請を行い、9月24日付けで経済産業大臣の承認を受けました。

承認された内容は、以下のとおりです。

1. 送電サービス料金の電力量料金の引下げ				
(1) 標準送電サービス料金				
1キロワット時につき		変更後 1円30銭	現行 1円32銭	現行との差 ▲2銭
(2) 時間帯別送電サービス料金				
1キロワット時につき	昼間時間	変更後 1円48銭	現行 1円50銭	現行との差 ▲2銭
	夜間時間	変更後 1円04銭	現行 1円06銭	現行との差 ▲2銭
2. 実施期間				
平成15年10月1日から現行の接続供給約款を変更するまでの間。				

以上

[参考資料](#)

[参考資料]

1. 平成15年度エネルギー税制の改正について(電源開発促進税・石油税の見直し)

- (1) 電源開発促進税の税率を段階的に引き下げる。
- (2) 石油税については, LPG, LNGに係る税率を引き上げるとともに, 新たに石炭に課税する(名称を「石油税」から「石油石炭税」に変更する)。

(銭/kWh)

	現行	H15年10月～	H17年4月～	H19年4月～
電促税	44.5	42.5 (▲2.0)	40.0 (▲4.5)	37.5 (▲7.0)

(円/t, 円/kl)

石炭 (新規)	—	230 (230)	460 (460)	700 (700)
LPG	670	800 (130)	940 (270)	1,080 (410)
LNG	720	840 (120)	960 (240)	1,080 (360)
石油	2,040	2,040 (—)	2,040 (—)	2,040 (—)

注()内は現行との差

2. 特例承認制度について

- 接続供給約款により難しい特別の事情がある場合に経済産業大臣の承認を受けた場合は, 既に届出を行っている接続供給約款以外の供給条件により接続供給を行うことができる例外的措置。

(電気事業法 第24条の4)

第2項「一般電気事業者は, 前項の規定による届出をした接続供給約款以外の供給条件により接続供給を行ってはならない。ただし, 接続供給約款により難しい特別の事情がある場合において, 経済産業大臣が承認したときは, この限りではない。」

3. 送電サービス料金について

- 特定規模電気事業者が当社のネットワークを介して自由化部門のお客さまに小売供給を行う際のネットワーク利用料金(託送料金)。
- 送電サービス料金には標準送電サービス料金と時間帯別送電サービス料金(注)の2つのメニューを設定しており, いずれかの料金を選択していただく。

(注)時間帯別送電サービス料金における昼間時間, 夜間時間とは, それぞれ次のとおり。

- ・昼間時間: 日曜・祝日等を除く毎日午前8時から午後10時までの時間
- ・夜間時間: 昼間時間以外の時間